

新潟市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金（公共施設）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、ゼロカーボンシティ実現に向け新潟市（以下、「本市」という。）の公共施設における脱炭素化を図るため、公共施設へ再生可能エネルギー等を導入する者に対して、予算の定めるところにより、新潟市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金（公共施設）（以下、「補助金」という。）を交付するにあたり、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下、「規則」という。）、環境省二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）（以下、「交付金」という。）交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 補助事業者となりうる者は、市内に所在し、かつ、次に掲げる要件をすべて満たす小売電気事業者とする。

- （1）本市が出資している、又は再生可能エネルギー等導入促進の地産地消に関する連携協定を締結していること。
- （2）市税の滞納がないこと。

（補助対象事業、対象経費、補助率等）

第3条 本補助金の対象となる補助事業、対象経費、補助率等は、環境省が定める「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領」（以下「交付金実施要領」という。）に記載の事業のうち、別表1に記載の事業とする。

- 2 補助事業者は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない補助事業者については、この限りでない。

（補助金に係る手続き）

第4条 補助事業者は、補助金の交付の申請、申請の取下げ、計画の変更、実績報告及びその他の手続きを、規則の定めに従い行うものとする。

- 2 市長は、前項に定める申請等があった場合は規則に定める手続きを経て、補助事業者へ通知するものとする。

(設備設置事業者の選定)

- 第5条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 2 補助事業者は、前号の契約相手の選定に当たっては、市内企業の活用について十分に配慮するものとする。

(状況報告等)

- 第6条 市長は、必要と認めるときは、補助事業者に対して、経理状況その他必要な事項について、報告をさせ又は検査を行うことができる。

(実績報告の期日)

- 第7条 規則第13条に定める実績報告書の提出期日は、補助事業の完了年月日から30日以内又は申請年度末の3月15日のいずれか早い日までとする。
- 2 補助事業が複数年度となる場合、年度ごとに報告を行うものとする。

(概算払い及び年度間の調整)

- 第8条 市長は、補助事業の遂行のため必要であると認められる場合は、概算払いをすることができる。
- 2 交付決定後に進捗状況に遅れが生じた場合は、申請年度に交付されるべき金額と交付された金額との差額については、次年度以降に調整することができる。ただし、申請年度に交付された補助金の額が申請年度の執行予定事業費を超えない場合に限る。

(財産の処分の制限)

- 第9条 規則第20条の市長が定める期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年3月31日付大蔵省令第15号)に定めるとおりとする。

(関係書類の保管)

- 第10条 補助事業者は、取得財産等について前条で定める処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

(様式及び提出方法)

- 第11条 補助金等交付申請書、補助事業変更申請書、補助事業実績報告書に係る書式は規則による。
- 2 前項に定める申請書等に必要な添付書類は、別表2の通りとする。

(その他)

第 12 条 本要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は、交付金実施要領による。

2 本要綱並びに交付金交付要綱により難い事由が生じたときは、市長に速やかに報告し、その指示を受けるものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

補助対象事業の区分	補助率	事業実施場所	備考
太陽光発電設備 （地域共生・地域裨益型）	1/2	中部下水処理場 長戸呂浄水場跡地 西川浄水場跡地 亀田処分場跡地	P P A（第三者保有）モデルによる導入に限る。
蓄電池設備	2/3	中部下水処理場	P P A（第三者保有）モデルによる導入に限る。

別表 2（第 1 1 条関係）

申請区分	添付書類
交付申請時	事業計画書
	予算書
	納税証明書（新潟市制度用）
	その他市長が必要と認める書類
交付申請時	交付申請時に添付したもので、変更が分かる箇所
実績報告時	工事完成図書（写し）
	平面図（電子データ共）
	契約書類（写し）
	その他市長が必要と認める書類